東海５第５３０号
令和５年９月１９日

支　部　長　　様

東海税理士会
会長　片山泰宏
（公印省略）

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始について

（周知依頼）

平素は本会会務運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題の件につき国税庁より日税連あて会員への周知依頼がありましたので、貴支部におかれましては支部会員への周知方お願いいたします。

以上

日 連 5 第 715 号
（ 業 2 第 80 号 ）
令 和 5 年 9 月 14 日

税理士会会長　様

日本税理士会連合会
会長　太田　直樹
（公印省略）

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始について（周知依頼）

標題に関し、国税庁より、インボイス制度開始後も引き続き関与先事業者の準備・対応が円滑に進むよう別紙のとおり周知依頼がありました。

ついては、貴会において参考資料を用い会員へ周知くださるようお願いいたします。

＜参考資料＞

- 国税庁依頼文書
 適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始に関する周知等について（協力依頼）
- 資料１「事業者支援策全体の概要」
- 資料２「各種相談体制・支援策の概要」
- 資料３「令和５年度税制改正等による激変緩和・負担軽減策の概要」
- 資料４「公正取引委員会の取組」

収受
5.9.12
日本税理士会連合会

課軽１－２３６
令和５年９月11日

日本税理士会連合会
会長　太田　直樹　様

国税庁課税部
軽減税率・インボイス制度対応室長
後藤　善行

適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始に関する
周知等について（協力依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、数次にわたりインボイス制度に関する周知等の御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

インボイス制度が開始される本年10月１日まで残すところ１か月を切りました。
これまで国税庁としては、制度の円滑な開始に向けて、登録要否についての個別相談や各種説明会・研修会への講師派遣等の対応を行ってまいりました。制度開始後も引き続き、こうした取組を継続していくこととしています。
これまで周知の御協力をお願いしてまいりました内容と重複する部分もございますが、関与先事業者の皆様の準備・対応が円滑に進むよう、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様へ、以下の点について周知方御協力賜れますと幸いです。

１．中小企業等に向けた支援措置（資料１、資料２、資料３）

事業者支援策全体の概要（資料１）、各種相談体制・支援策の概要（資料２）、令和５年度税制改正等による激変緩和・負担軽減策の概要（資料３）をとりまとめております。

なお、インボイス制度に関する各省庁等の相談窓口一覧や、インボイスコールセンターについては、国税庁ホームページを御覧ください。

（相談窓口一覧）　（インボイスコールセンター）

おって、インボイス制度への対応に向けたＩＴ導入補助金や持続化補助金の詳細については、補助金事務局ホームページを御確認ください。

（IT導入補助金）　（小規模事業者持続化補助金）全国商工会連合会　（小規模事業者持続化補助金）商工会議所地区

2．公正取引委員会の取組（資料４）

インボイス制度の実施に向けて、免税事業者と取引先との間で独占禁止法・下請法上問題となり得る行為について、事業者の法令遵守をお願いしてきたところです。

制度の実施に関連して独占禁止法等の違反につながるおそれのある事例を御案内しております。関与先事業者に引き続き関係法令が遵守されるよう、周知をお願いいたします。

なお、免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するＱ＆Ａやインボイス制度の実施に関連した注意事例については、公正取引委員会のホームページを御確認ください。

〈インボイス制度関連コーナー〉

3．２割特例の適用に当たって

令和５年度税制改正により措置された、いわゆる２割特例の適用等に関する注意点については、「インボイス制度において注意すべき事例」等で注意喚起をしてきたところですが、改めて、関与先事業者の適用関係について御確認いただくようお願いいたします。

なお、２割特例の適用を受けようとしているにも関わらず適用を受けられないといったことのないよう、「インボイス登録申請書」と「課税事業者選択届出書」を提出し、インボイス制度開始前から課税事業者となる事業者の方に、注意すべき事項を周知するダイレクトメールを送付する予定です。

関与先事業者の方から相談があった場合には、適用関係の確認などの御対応をお願いいたします。

〈注意すべき事例〉

4．登録申請書等の様式改訂について

令和５年 10 月１日から適格請求書発行事業者の登録等に係る以下①～③の様式が④～⑥の様式に改訂されますので、御留意ください。

なお、旧様式については令和５年９月 30 日までの間に提出する様式となりますので、令和５年 10 月１日以降は、ｅ－Ｔａｘでは受け付けることができません。

また、書面にて旧様式を御提出された場合、内容の確認のために御連絡することもありますので、新様式での御提出をお願いします。

【令和５年９月 30 日まで使用できるもの】

① 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）（第１-(1)号様式）

② 適格請求書発行事業者の登録申請書（国外事業者用）（第１-(2)号様式）

③ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書（第２-(1)号様式）

【令和５年10月１日以降使用するもの】
④ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）（第１-(3)号様式）
⑤ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国外事業者用）（第１-(4)号様式）
⑥ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書（第２-(2)号様式）

おって、以下⑦～⑩の様式については、令和５年10月１日から提出が可能となります。
⑦ 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書（第３号様式）
⑧ 適格請求書発行事業者の死亡届出書（第４号様式）
⑨ 任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書（第６号様式）
⑩ 任意組合等の清算が結了した旨の届出書（第８号様式）

〈適格請求書発行事業者の申請手続〉

〈消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する申請書等の様式の制定について（法令解釈通達）〉

資料１　事業者支援策全体の概要

インボイス制度への移行に当たっての事業者支援策

財務省作成資料

相談体制の強化

- 事業者の相談に対して丁寧に対応できるよう、**インボイスコールセンター**を設置
- **中小企業へ経営支援**を行っているよろず支援拠点、商工会議所、商工会等の**支援機関の経営相談体制を抜本的に強化**し、相談対応を実施
- **免税事業者からの相談受付窓口**を設置し、相談内容に応じ、**税理士**（税務相談）や、**支援機関等**（経営相談、補助金の案内）が対応する枠組みを、中企庁補助事業にて立ち上げ
- **税務署**において、各事業者の事業実態を聴取し、登録要否の検討をサポートする**相談会を開催**
- 関係各省庁において、**所管業界に対する周知広報計画**を策定の上、きめ細かく事業者をサポート
- **地銀、信金、信組**において、取引先企業に対する**セミナーの開催**

税制措置

- 課税転換する免税事業者の**税負担を売上税額の２割に軽減**（R5改正）
- 少額取引に係る**事務負担軽減策**（１万円未満はインボイス不要）を措置（R5改正）
- 免税事業者から仕入れた場合でも、当面は**８割の仕入税額控除が可能**

予算措置

- **IT導入補助金**：大企業も含む発注者が取引先の中小企業等に受発注ソフトを利用させる場合にも対象拡大
- **持続化補助金**：課税転換した場合に**50万円**上乗せ

取引環境の整備

- **独禁法等のＱ＆Ａ**の公表、**6,000を超える業界団体**への法令遵守要請を実施
- **下請けGメン**や**書面調査**による状況把握や**発注者側への注意喚起**等を実施

資料２　各種相談体制・支援策の概要

4　制度の定着に向けた取組

国税庁作成資料

インボイス制度に関する相談窓口一覧表

今年２月に作成・活用している「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」については、必要な更新を行い、10月以降も的確に該当窓口を案内できるようにしていく予定。

インボイス制度に関する相談窓口一覧表

制度のご相談

相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
一般的なご質問 「インボイス制度とは何か」など、ＱＡやパンフレット等に掲載されている内容について、ご案内します	税務相談チャットボット（AIが24時間自動回答） 国税庁インボイスコールセンター	ご利用はこちらから（特設サイトからも利用可） 0120-205-553（9:00-17:00　土日祝・年末年始除く）	（国税庁HP） インボイス制度特設サイト
一般的なご質問 【農業・林業・水産業・食品産業に従事している方】	インボイス専用ダイヤル 農林水産省、水産庁、林野庁の担当課　など	別添１＜農業等専用ダイヤル一覧＞をご覧下さい	（農林水産省HP） 消費税のインボイス制度について
個別のご相談、インボイス説明会への参加申込み 自身の登録の要否に関してどのように検討すればよいか 準備中の請求書がインボイスの記載要件を満たすか　など	所轄の税務署	「関連サイト」で、住所等から所轄の税務署の電話番号などを検索することができます	（国税庁HP） 税務署などの所在地などを知りたい方
e-Taxにより登録申請手続を行う場合の操作方法	e-Tax・作成コーナーヘルプデスク	0570-01-5901 または 03-5638-5171 （9:00-17:00　土日祝・年末年始除く） ※　電子申告等の受付時間は「関連サイト」をご覧下さい	（e-TaxHP） e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

税理士オンライン相談

相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
税理士への無料オンライン相談 インボイス対応に伴う納税負担、登録の要否に関する検討	【中小企業庁補助事業】 中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口	0570-028-045 または 045-330-1365 （9:00-17:00　土日祝・年末年始除く）	（相談窓口受付HP） 相談受付窓口（まずはお電話して下さい）

補助金のご相談

相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
IT導入補助金 各種ソフト、PC、レジ等の導入費用を補助します	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター	0570-666-376 （9:30-17:30　土日祝・年末年始除く）	（IT導入補助金HP） IT導入補助金
小規模事業者持続化補助金 新たにインボイス発行事業者として販路開拓に取り組む費用（税理士等への相談費用を含みます）等を補助します	【商工会地域の方】 事業を営まれている地域の地方事務局	別添２＜都道府県地方事務局一覧＞をご覧下さい	（商工会地区補助金事務局HP） 商工会地区小規模事業者持続化補助金
	【商工会議所地域の方】 商工会議所地区持続化補助金事務局コールセンター	03-6632-1502 （9:00-12:00、13:00-17:00　土日祝・年末年始除く）	（商工会議所地区補助金事務局HP） 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金

取引先からの代金減額・取引中止要請などについてのご相談

相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する一般的なご相談　独占禁止法上、どのような行為が規制されるか ※　独占禁止法は、事業者の取引全般に適用されます	公正取引委員会本局、地方事務所等	別添３＜独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する相談ダイヤル一覧＞をご覧下さい	（公正取引委員会HP） インボイス制度関連コーナー
下請法に関する一般的なご相談 下請法上、どのような行為が規制されるか	公正取引委員会本局、地方事務所等	別添４＜下請法に関する相談ダイヤル一覧＞をご覧下さい	（公正取引委員会HP） インボイス制度関連コーナー
下請取引に関するご相談 中小企業の取引上のお悩みに相談員や弁護士が回答します	下請かけこみ寺相談窓口	0120-418-618 （9:00-12:00、13:00-17:00　土日祝・年末年始除く）	（全国中小企業振興機関協会HP） 下請かけこみ寺
建設業の下請取引に関するご相談 建設業法上、どのような行為が規制されるか 建設業者とのトラブル・違法行為に関するご相談　など	地方整備局、都道府県　など	別添５＜建設業専用ダイヤル一覧＞をご覧下さい	（国土交通省HP） 建設業法令遵守・指導監督

経営に関するご相談

相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
経営に関する一般的なご相談 中小企業等の経営上のお悩みに専門家が回答します ※　インボイス制度以外の内容もご相談頂けます	各都道府県の**よろず支援拠点**	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧下さい	（よろず支援拠点全国本部HP） 支援拠点一覧
経営に関する一般的なご相談 【商工会・商工会議所の会員の方】 インボイス制度開始に伴う事業環境変化のお悩み相談や、各種支援施策のご紹介	お近くの**商工会**または**商工会議所**	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧下さい	（全国商工会連合会HP） 全国各地の商工会WEBサーチ （日本商工会議所HP） 商工会議所（都道府県連）名簿

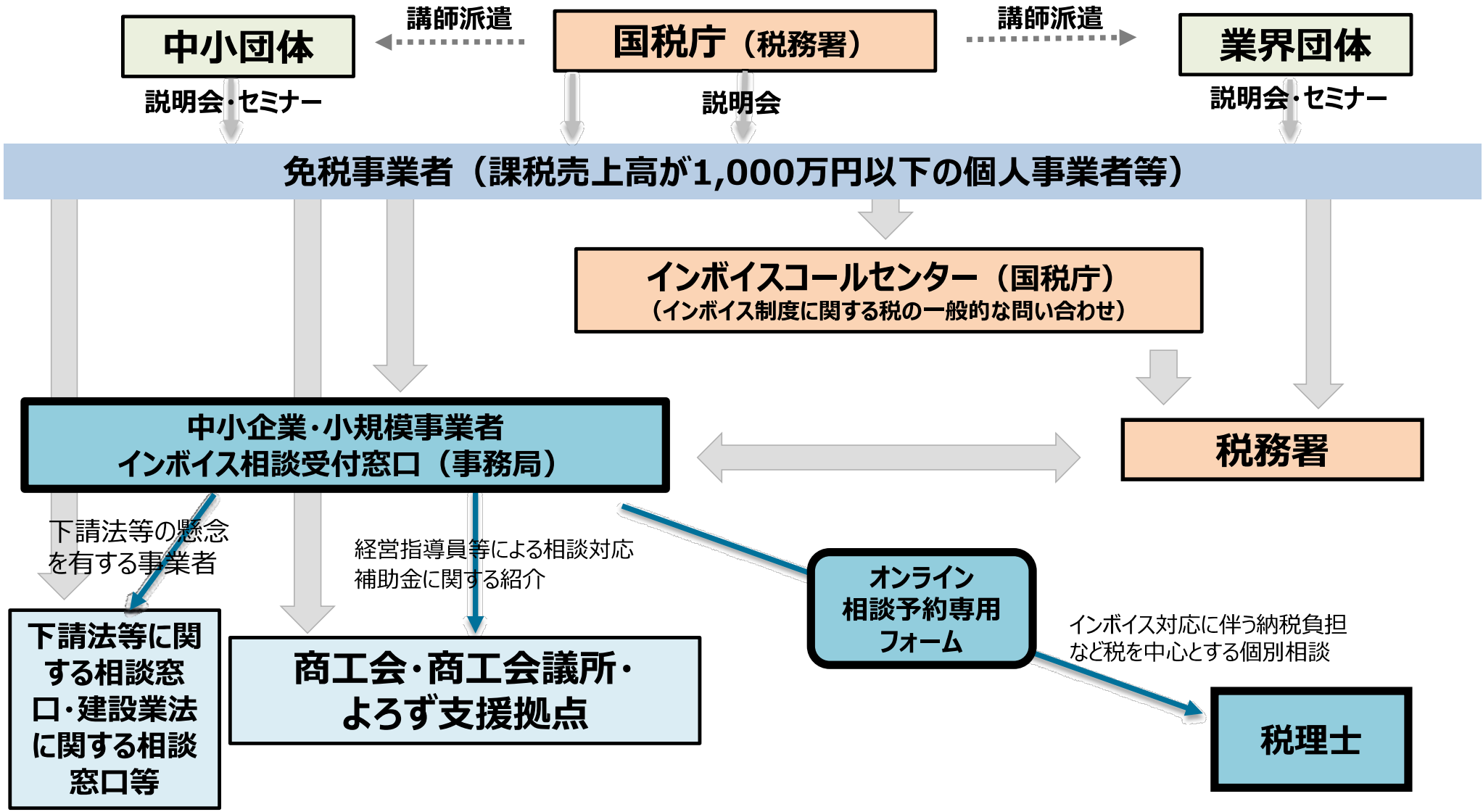
（参考）中小企業向け相談体制の強化（支援機関の体制強化）

- **中小企業への経営支援**は、**よろず支援拠点**及び**全国各地の商工会・商工会議所**等の各支援機関が中心となって、インボイス関係は**約10万件の相談対応を実施**。
- 今後、**インボイス等の相談が急増**することを見込み、令和４年度第二次補正予算を活用し、**支援機関における経営相談体制を抜本的に強化**。個別相談、セミナー開催等により手厚い支援を実施。

	よろず支援拠点	商工会議所	商工会
支援員による相談件数※1 ※カッコ内は支援員数	約32万件（令和4年度実績） （約600人）	約186万件（令和2年度実績） （約3,400人）	約312万件（令和2年度実績） （約4,100人）

追加の相談員による相談件数(想定)※1, ※2	約18万件	約8万件	約40万件
セミナー実施回数(想定)※1	約900回	約1,000回	約1,300回

※１　インボイスに関する相談に加え、新型コロナ、物価高など様々な事業環境変化に関する相談・セミナー含む。
※２　常勤、スポットなど様々な形で相談員等を確保し、現場での相談対応を実施。


中小団体
講師派遣
国税庁（税務署）
講師派遣
業界団体
説明会・セミナー
説明会
説明会・セミナー
免税事業者（課税売上高が1,000万円以下の個人事業者等）
インボイスコールセンター（国税庁）
（インボイス制度に関する税の一般的な問い合わせ）
中小企業・小規模事業者
インボイス相談受付窓口（事務局）
税務署
下請法等の懸念
を有する事業者
経営指導員等による相談対応
補助金に関する紹介
オンライン
相談予約専用
フォーム
インボイス対応に伴う納税負担
など税を中心とする個別相談
下請法等に関する相談窓口・建設業法に関する相談窓口等
商工会・商工会議所・よろず支援拠点
税理士

（参考） オンラインを活用した税理士との相談状況

中小企業庁
作成資料

● 「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」では、免税事業者向けに税理士とのオンライン相談ができる体制を構築し、**全国どこの免税事業者であっても税理士とオンラインで相談が可能**。

●リーフレット



●主な相談内容

- ✓ 課税転換した場合の税額がどの程度になるか知りたい。
- ✓ ２割特例や簡易課税制度を活用した場合の計算方法が知りたい。
- ✓ 経過措置における税額の計算方法がわからない。
- ✓ 消費税の申告方法がわからない。

●オンライン相談を活用した免税事業者の声

普段は税理士に経理をお願いしていないため、**自社の具体的な状況を踏まえて質問できたことは貴重な機会**。
税額の計算だけでなく、**特例を活用する際の注意ポイントなども教えてもらうことができた**。
課税要否を判断する材料としたい。



免税事業者（建設業）

中企庁HP
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/invoice_madoguchi.pdf

（参考）事務負担の軽減（IT導入補助金）

【生産性革命推進事業(令和4年度補正2,000億円）の内数】

中小企業庁
作成資料

- ＩＴ導入補助金において、**インボイス対応に必要なＩＴツール(会計ソフト、受発注ソフト等)の導入を支援**。インボイス対応用の**安価なITツール導入も補助対象**とするため、**補助下限額を撤廃**(従来の補助下限額は5万円)。本措置は、令和5年１月20日からの公募回から適用。これまでに**4万件程度の採択**を実施。
- また、現行制度では、補助事業者は中小企業等に限定しているところ、**中小企業等のインボイス対応のためのITツールを大企業が提供する場合も補助対象**とする。（令和5年6月20日申請受付開始。）

【補助下限額の撤廃】

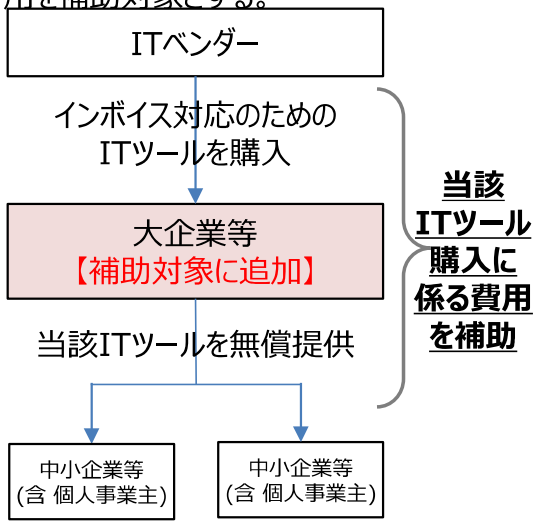
類型名	デジタル化基盤導入類型			
補助事業者	中小企業・小規模事業者等			
補助額	ITツール（会計・受発注・決済・ECソフト）		PC等	レジ等
	～50万円以下 ※補助下限額撤廃	50万円超～350万円	～10万円	～20万円
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大２年分)、ハードウェア購入費、導入関連費(ソフトウェアの更新等保守サポート費含む)			

インボイス対応に必要な**ITツールの補助下限額を撤廃**。
（令和5年1月20日の公募回から適用）

【類型新設による補助対象の拡大】

類型名	商流一括インボイス対応類型	
補助事業者	中小企業・小規模事業者等	大企業等
補助額	ITツール（ｲﾝﾎﾞｲｽ制度に対応し、受発注機能を有するもの）	
	～350万円	
補助率	2/3以内	1/2以内
対象経費	クラウド利用費（利用料最大2年分）	

【例】大企業が、発注・支払等を電子的に行うITツールを購入し、当該ITツールを中小企業等である取引相手に無償で利用させる。この場合、大企業のITツール購入に係る費用を補助対象とする。



（参考）販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金）

【生産性革命推進事業（令和4年度補正 2,000億円）の内数】

中小企業庁
作成資料

- **小規模事業者**が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、**商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成**し、**当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援**。
- 特に、免税事業者から**インボイス発行事業者に転換する小規模事業者に対して、令和4年度補正では、補助上限額を一律50万円引上げ**。本措置は、令和5年3月10日の第12回公募から適用。これまでに**３千件程度の採択**を実施。
- 本補助金は、販路開拓等の取組の中で、**インボイス制度やその申請等について税理士等へ複数回相談する経費も含めることも可能**。

＜令和4年度補正における補助上限額の引上げ＞

	通常枠	賃金引上枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
インボイス発行事業者	**100万円**	**250万円**	**250万円**	**250万円**	**250万円**
上記以外の申請者	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円

免税事業者から**インボイス発行事業者に転換する事業者**には、補助上限額を**一律50万円上乗せ**

＜制度概要＞

【対象】　小規模事業者

[補助率]　2/3 (賃金引上枠のうち赤字事業者は**3/4**)

[補助対象経費]　税理士への相談費用、機械装置の導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費 等

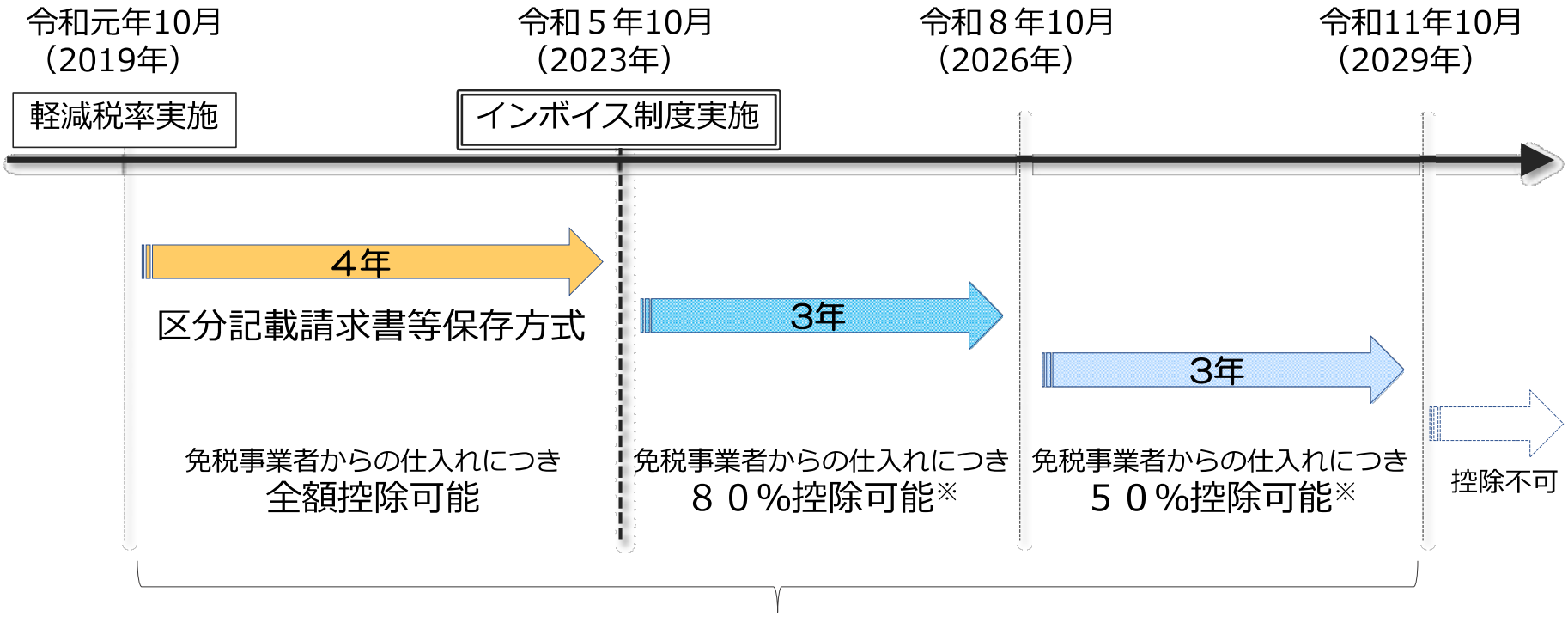
（参考）インボイス制度支援策のリーフレット

資料３　令和５年度税制改正等による激変緩和・負担軽減策の概要

インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

財務省作成資料

○　インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の３年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



インボイス制度への円滑な移行のため、１０年間の経過措置期間を設けている

（免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討）

※　仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（８割控除・５割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

R5改正

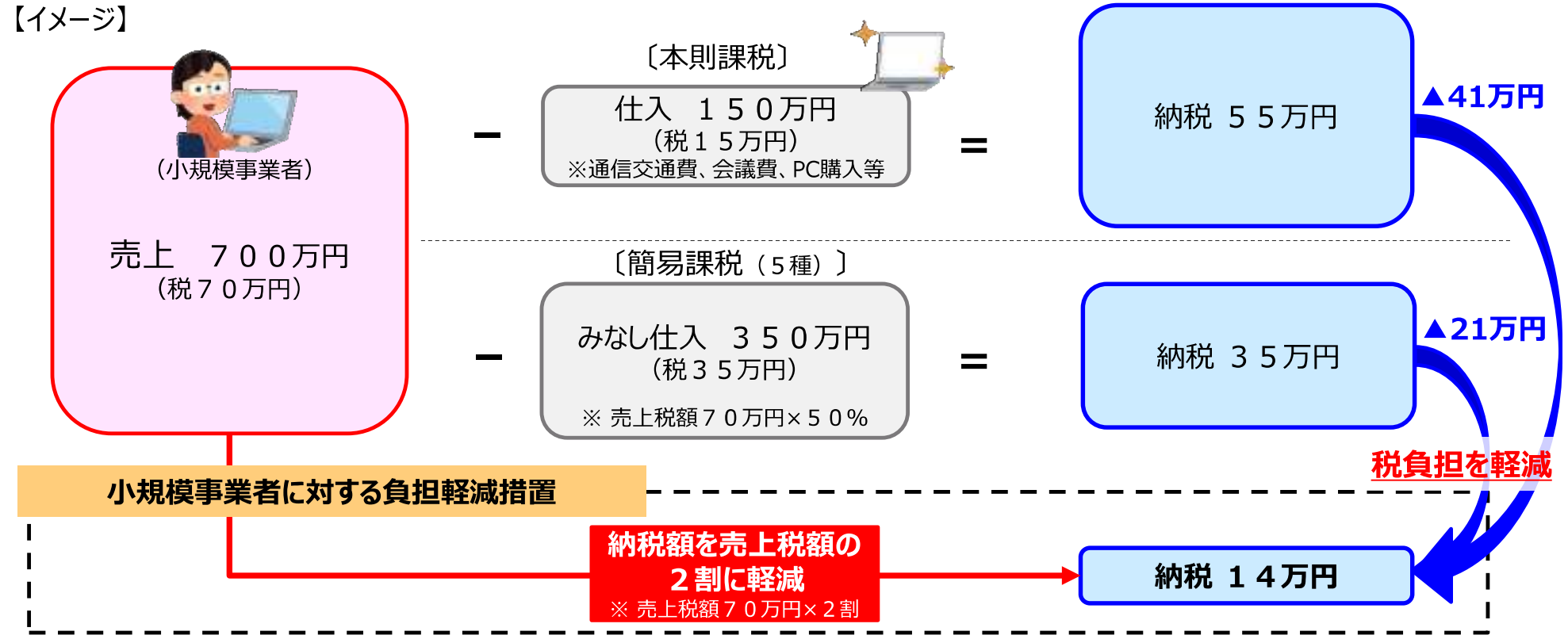
財務省作成資料

○　免税事業者が**インボイス発行事業者を選択した場合**の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の２割に軽減**する**激変緩和措置**を**３年間**講ずることとする。

○　これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、**事務負担も大幅に軽減**されることとなる。

※　免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和８年９月３０日の属する課税期間まで適用できることとする。

【イメージ】



※　負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置 R5改正

財務省作成資料

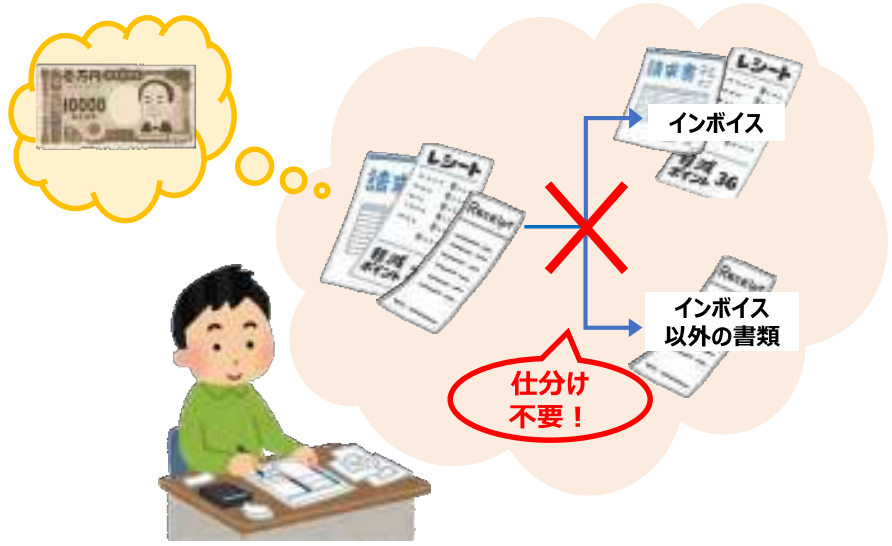
○　軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。

○　この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮**し、**柔軟に対応**できるよう**事務負担の軽減措置を講ずる**こととする。

【改正の内容】

○　基準期間（前々年・前々事業年度）における**課税売上高が１億円以下である事業者**については、インボイス制度の施行から**６年間**、**１万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみ**で**仕入税額控除を可能**とする。

※　なお、基準期間における課税売上高が１億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後６か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。



〔対象となる事業者の範囲〕

全事業者の**90.7%**が対象となりうる（約815万者のうち約740万者）。

また、**現状の課税事業者**のみを対象としても、**76.1%**が対象となる（約320万者のうち約242万者）。

（備考）令和２年度国税庁統計年報（法人税・消費税）、平成27年国勢調査（総務省）等に基づき推計

（参考）日本クレジット協会のクレジットカード動態調査集計結果に基づき、クレジットカードの平均決済単価を推計すると**5,000円前後**となっている。

資料４　公正取引委員会の取組

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

インボイス制度の実施に向けた公正取引委員会の取組

令和５年８月２５日

第１　独占禁止法・下請法上の考え方

１．インボイスＱ＆Ａの公表・周知……１・２

２．インボイス制度の実施に関連した相談対応……３・４

第２　独占禁止法・下請法に基づく対応

１．書面調査を通じた情報収集……５

２．インボイス制度の実施に関連した注意事例……６

第３　今後に向けて……７

１．インボイスＱ＆Ａの公表・周知

インボイスＱ＆Ａの公表

■ 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するＱ＆Ａ」（インボイスＱ＆Ａ）を関係省庁の連名で公表（令和４年１月策定、３月改正。次頁参照）。Ｑ＆Ａの中で、独占禁止法・下請法上問題となり得る行為についての考え方を明記。

インボイスＱ＆Ａの周知

＜特設サイトの設置＞

■ 公正取引委員会のウェブサイトに「インボイス制度関連コーナー」を設置し、インボイスＱ＆Ａやインボイス制度に関する相談窓口一覧表などを掲載。

＜関係機関との連携＞

■ 国税当局と共同でインボイスＱ＆Ａに関する説明動画を公開。

■ 国税庁主催の説明会や税理士関連団体の講習会などに公正取引委員会の職員を講師として派遣。

■ 中小企業関連団体のウェブサイトや広報誌にインボイスＱ＆Ａの案内を掲載。



公正取引委員会ウェブサイト



インボイスQ&Aの説明動画



インボイスQ&Aの案内紙

独占禁止法等において問題となる行為

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1　取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2　商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

3　協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

4　購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5　取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

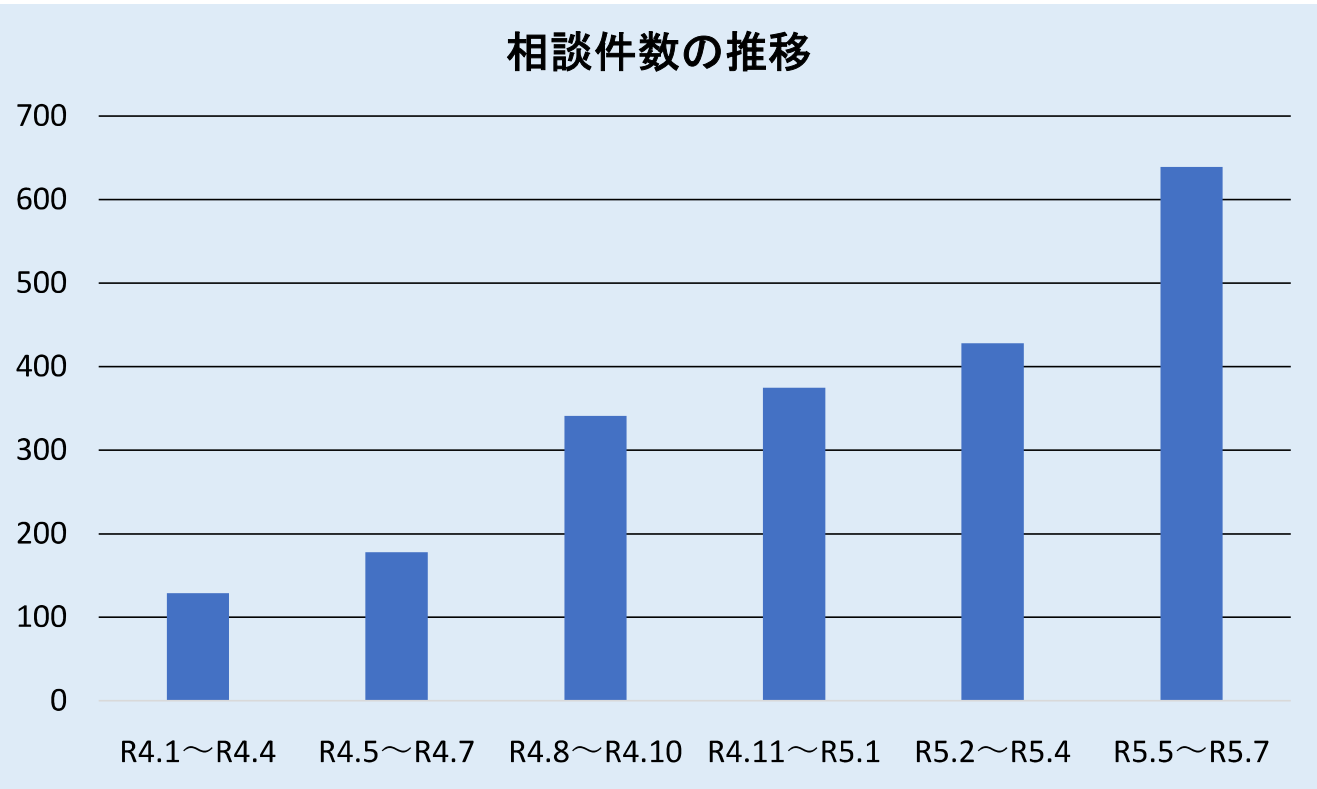
6　登録事業者となるような慫慂等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

※　上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

２．インボイス制度の実施に関連した相談対応

- インボイス制度の実施に関連し、公正取引委員会に寄せられた独占禁止法・下請法に関する相談に対し、インボイスＱ＆Ａの考え方に沿って丁寧に対応している。
- 公正取引委員会は、インボイスＱ＆Ａを公表した令和４年１月以降、**約２０００件**（令和５年７月末時点）の相談に対応しており、相談件数は、増加傾向にある。



※相談については、発注者側、受注者側などの立場を問わず、幅広い者から受け付けている。

２．インボイス制度の実施に関連した相談対応（具体的な相談事例）

■公正取引委員会は、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談事例の概要を取りまとめており、インボイス制度の実施に関連した相談事例も公表している。

＜相談事例①＞ 協同組合が、組合員と免税取引先との取引において、組合員が消費税相当額を負担しないことを決定すること（令和5年6月公表）

- 農作物αの加工事業者を組合員とする協同組合が、組合員が**免税取引先から農作物αを仕入れる場合に当該取引先に対して消費税相当額を負担しないことを決定することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。**

＜相談事例②＞ 協同組合の行うチケット事業において、免税組合員に対して従来のチケット換金手数料に加え消費税相当額として仕入税額控除に係る経過措置を考慮しない金額を徴収すること（令和5年6月公表）

- 運送業務を営む事業者を組合員とする協同組合が、共同事業として行うチケット事業において組合員に対してチケット換金手数料を徴収するに当たり、**免税組合員に対しては、従来のチケット換金手数料に加え消費税相当額として仕入税額控除に係る経過措置を考慮しない10%分の金額を徴収することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。**

＜相談事例③＞ 協同組合が委託を受けた運送業務を消費税の免税事業者である組合員に再委託を行う場合に、当該再委託の代金について消費税相当額を差し引いて支払うこと（令和4年6月公表）

- 運送業務を行う事業者を組合員とする協同組合が、共同事業として行う運送業務について、その配分先である組合員が消費税の免税事業者である場合、運送代金から消費税相当額の手数料を別途差し引いて支払うことについて、**取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、免税事業者との十分な協議を行うことなく、協同組合の都合のみで、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を一方的に設定した場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがある。**

１．書面調査を通じた情報収集

■ 公正取引委員会が実施する各種書面調査において、インボイス制度の実施に関連した設問を追加し、問題となり得る行為の積極的な情報収集を行っている。

Ⅰ 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

■ 令和５年５月、**１１万名の発注者及び受注者**に対し、調査票を発送。
■ 令和５年８月中に、上記受注者からの回答結果を踏まえ、**上記以外で調査すべき発注者**に対し、追加で調査票を発送予定。

Ⅱ 下請法の定期書面調査

■ **親事業者向けの調査**
令和５年６月、**８万名の親事業者**に対し、調査票を発送。
■ **下請事業者向けの調査**
今秋、**３０万名以上の下請事業者**に対し、調査票を発送予定。

Ⅲ 荷主と物流事業者との取引に関する調査

■ **荷主向けの調査**
今秋、**３万名の荷主**に対し、調査票を発送予定。
■ **物流事業者向けの調査**
今冬、**４万名の物流事業者**に対し、調査票を発送予定。

２．インボイス制度の実施に関連した注意事例

■ インボイス制度の実施に関連して、独占禁止法違反につながるおそれのある事例がみられたため、発注事業者に対し、注意を実施（令和５年７月末時点：１８件）。

注意事例の概要

- 経過措置により**一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず**、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も**課税事業者に転換せず**、**免税事業者を選択する場合**には、**消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告**を行った。

【注意した主な事業者及びその取引の相手方】

注意した事業者	取引の相手方
イラスト制作業者	イラストレーター
農産物加工品製造販売業者	農家
ハンドメイドショップ運営事業者	ハンドメイド作家
人材派遣業者	翻訳者・通訳者
電子漫画配信取次サービス業者	漫画作家
カルチャー教室運営事業者	カルチャー教室講師
造園工事業者	植木師・庭師
社会保険労務士会	社会保険労務士
家庭教師派遣業者	家庭教師
芸能事務所	ナレーター

第３　今後に向けて

■ 公正取引委員会は、インボイス制度の円滑な実施に向け、引き続き、関係省庁・関係団体と連携してインボイスＱ＆Ａや相談窓口の積極的な周知を行うとともに、関係事業者からの個別相談に丁寧に対応し、違反行為の未然防止を図っていく。

■ さらに、各種書面調査において収集した情報も活用しつつ、独占禁止法や下請法に違反する行為には、厳正に対処していく。